

資料提供

令和6年2月20日
課名:産業廃棄物対策課
担当:河村
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である有限会社 須賀解体に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	有限会社 須賀解体 代表取締役 ^{すが} 須賀 ^{だいすけ} 大介 (広島市安佐北区口田南三丁目15番13-5号)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03409060089号 許可年月日：平成31年3月23日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和6年2月20日
処分理由	同社の役員は、道路交通法に違反したことにより、令和4年8月20日付けで、広島地方裁判所において、懲役6月、執行猶予3年の刑が確定した。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当するものとして法第14条第5項第2号ニで規定する同号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ハに規定する者に該当するため。